

令和6年度 エシカル消費イベント業務委託 仕様書

1 委託業務名称

令和6年度エシカル消費イベント企画運営業務委託

2 業務の目的

仙台市では、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現を目指す施策を推進している。「消費者市民社会」の形成には、自らの消費生活に関する行動が環境や社会に与える影響を考慮し、持続可能な社会の形成に積極的に参画する自立した消費者の育成が重要である。また、SDGsの実現のためにも、市民一人一人が持続可能な消費の実践につなげていく必要がある。本業務では、エシカル消費イベントを実施し、持続可能な消費の実践の入り口として、エシカル消費を学ぶ機会を提供して関心を高めるとともに、市民一人一人の実践への機運を醸成することを目的とする。

※ エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことを指し、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託上限金額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

(1) エシカル消費イベントの企画・運営業務

エシカル消費イベントに係る以下の業務を実施する。

① 開催日

- ・ 令和7年1月31日までの土日祝日又は平日夜間に行うこと。
- ・ 来場者が最も多く見込まれる日とすること。

② 対象者

一般市民

③ 会場

- ・ 仙台市内の来場者が見込める場所（市民利用施設や商業施設、既存イベントの活用など）とする。
- ・ 会場の選定や予約等の調整、その他会場確保に必要な手続きは受託者が行い、委託者に提示する。
- ・ 事前申込を要するイベントとする場合は、申込及び当日の受付等、申込者情報の管理は委託者が行う。

④ 企画内容（営利を目的とする企画は不可）

本業務は、エシカル消費について市民（概ね 30 代以下の年齢層を中心）に基本的なことをわかりやすく、持続的に取り組んでもらうことを目的としている。エシカル消費に関連する下記の内容をテーマに、**市民がエシカル消費についての理解を深め、自らがエシカル消費を実践することに繋がる企画を提案すること。**なお、下記に記載のないものでも、来場促進の効果を高めるための工夫や、目的達成のためにより効果的な方法やアイデアがある場合は、積極的に提案すること。また、イベントへの出展者や出演者の起用については下記を参照すること。

<p>企画のテーマ ※ 企画のテーマは次の内容から3つ以上選択すること。</p>	<p>○ 食品ロス削減 ○ 地産地消 ○ 伝統品 ○ エコ商品 ○ フェアトレード商品 ○ 被災地産品 ○ ユニバーサルデザイン（すべての人のためのデザイン） ○ ダイバーシティ（多様性）</p>
<p>出展者及び出演者の起用</p>	<p>イベントへの来場促進の効果を高めるため、テーマに関連する事業者に加えて、エシカル消費に関心が薄い市民にリーチするためにアーティスト又はタレント等をイベントに起用すること。ただし、その場合、アーティスト又はタレント等は、「2 業務の目的」を理解し、一定の見解を表現できる能力を持つ者を起用すること。</p>

⑤ 資料作成

イベント当日に来場者へ配布する資料として、イベントの概要案内に加え、エシカル消費への理解を深めることのできる資料を作成すること。作成部数は来場者の数を見込み、過不足のないよう作成する。用紙サイズや内容及び作成部数は委託者と協議する。

⑥ 当日の運営

当日の運営に係る一切を行うこと。（ただし、上記③の下線部を除く。）また、運営にあたって必要な物品等を準備すること。

(2) 広報関連業務

① チラシ、ポスターの作成（紙媒体及び電子データで納品すること）

納期、作業スケジュールについては委託者と協議を踏まえて設定すること。また、グリーン購入法適合品であること。

ア チラシ

- ・ サイズ：A4
- ・ 色数：両面4色印刷
- ・ 用紙：マットコート紙
- ・ 部数：3,000部以上
- ・ 納品先：仙台市消費生活センター

イ ポスター

- ・ サイズ：B2（4つ折りにして納品すること）
- ・ 色数：片面4色印刷
- ・ 用紙：コート紙 135kg
- ・ 部数：300部以上
- ・ 納品先：仙台市消費生活センター

② 各種媒体における広報

- ・ インターネットや SNS (LINE、YouTube、X、Instagram など)、その他広報媒体を活用した効果的な手法及びエリアにおいて、エシカル消費の理解を深めるための啓発を含むイベントPRを実施し、来場促進の効果を高めること。
- ・ 事前申込が必要な場合は、募集及びその広報期間は、開催日のおおむね 60 日前から参加申込終了日までとする。
- ・ イベント実施後は、イベント実施内容の特集を各種媒体で実施する等により、来場者に限らず、より多くの市民がエシカル消費への理解を深めることができる広報を実施すること。

(3) 報告書の作成（電子データによる提出可）

事業終了後は、来場者数等の実績やイベントの様子がわかる写真（イベント内容によっては動画や音声データ）等を含む報告書を提出すること。また、実施後のイベント全体評価と併せて、次年度以降の実施に向け、「2 業務の目的」をより広く効果的に達成できるイベント実施のあり方なども含め作成すること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、事前に著作権を有する者へ使用及び加工許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報を、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しない。また、本業務関連の個人情報は使用后速やかに処分する。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議し決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、委託者が所有権を放棄する場合を除き、委託者に所有権が帰属する。
- (3) 受託者は本業務の円滑な実施のため、委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を委託者に定期的に報告する。
- (4) 本業務の実施にあたっては、各種法令等を遵守する。